



県 章

滋賀県公報

平成 22 年（2010 年）
11 月 26 日
号 外 （ 1 ）
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	7

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した平成21年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年11月26日

滋賀県監査委員	大 井 豊
”	平 居 新 司 郎
”	山 田 実 雄
”	宮 村 統 雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
知事直轄組織	
秘書課	平成22年 7 月15日
広報課	平成22年 7 月13日
企画調整課	平成22年 7 月12日
防災危機管理局	平成22年 7 月12日
総務部	
総務課	平成22年 7 月16日
人事課	平成22年 7 月16日
財政課	平成22年 7 月20日
税政課	平成22年 7 月20日
自治振興課	平成22年 8 月 2 日
統計課	平成22年 7 月20日
検査課	平成22年 7 月16日
事業課	平成22年 7 月20日
県民文化生活部	
県民生活課	平成22年 7 月12日
男女共同参画課	平成22年 7 月13日
県民活動課	平成22年 7 月13日
県民文化課	平成22年 7 月12日
人権施策推進課	平成22年 7 月13日
情報政策課	平成22年 7 月15日

琵琶湖環境部	
環境政策課	平成22年 7 月 22 日
水政課	平成22年 7 月 22 日
温暖化対策課	平成22年 7 月 22 日
琵琶湖再生課	平成22年 7 月 22 日
循環社会推進課	平成22年 7 月 22 日
下水道課	平成22年 7 月 22 日
森林政策課	平成22年 7 月 23 日
森林保全課	平成22年 7 月 23 日
自然環境保全課	平成22年 7 月 23 日
健康福祉部	
健康福祉政策課	平成22年 8 月 5 日
健康推進課	平成22年 8 月 9 日
元気長寿福祉課	平成22年 8 月 10 日
障害者自立支援課	平成22年 8 月 5 日
医務薬務課	平成22年 8 月 9 日
生活衛生課	平成22年 8 月 10 日
医療保険課	平成22年 8 月 5 日
子ども・青少年局	平成22年 8 月 11 日
商工観光労働部	
商工政策課	平成22年 7 月 30 日
商業振興課	平成22年 7 月 27 日
新産業振興課	平成22年 7 月 30 日
労政能力開発課	平成22年 7 月 30 日
観光交流局	平成22年 7 月 30 日
農政水産部	
農政課	平成22年 8 月 3 日
農業経営課	平成22年 8 月 3 日
畜産課	平成22年 8 月 6 日
水産課	平成22年 8 月 10 日
耕地課	平成22年 8 月 6 日
農村振興課	平成22年 8 月 6 日
土木交通部	
監理課	平成22年 8 月 2 日
交通政策課	平成22年 8 月 2 日
交通事故相談所	平成22年 8 月 2 日
道路課	平成22年 8 月 2 日
河港課	平成22年 8 月 3 日
河川開発課	平成22年 8 月 3 日
砂防課	平成22年 8 月 6 日
都市計画課	平成22年 8 月 6 日
住宅課	平成22年 8 月 9 日
建築課	平成22年 8 月 9 日
会計管理局	平成22年 7 月 27 日

企業庁	平成22年7月16日
病院事業庁	
経営管理課	平成22年7月29日
成人病センター	平成22年7月29日
小児保健医療センター	平成22年7月15日
精神医療センター	平成22年7月29日
議会事務局	平成22年8月9日
教育委員会事務局	
教育総務課	平成22年7月27日
教職員課	平成22年7月26日
福利課	平成22年7月26日
学校教育課	平成22年7月23日
人権教育課	平成22年7月26日
生涯学習課	平成22年7月27日
スポーツ健康課	平成22年7月23日
文化財保護課	平成22年7月26日
埋蔵文化財センター	平成22年7月26日
琵琶湖文化館	平成22年7月26日
人事委員会事務局	平成22年7月20日
監査委員事務局	平成22年7月13日
労働委員会事務局	平成22年7月15日
警察本部	平成22年8月11日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

総務部総務課

(7) 専修学校等修学奨励資金貸付金の償還金について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ562,729円増加し、5,241,665円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(4) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成8年1月から正当支給額を上回って支給され、596,700円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

総務部財政課

普通財産貸付料収入において、平成22年5月末日現在、287,004円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。

総務部自治振興課

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、172,500円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

健康福祉部健康福祉政策課

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、135,000円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

健康福祉部障害者自立支援課

発達障害者支援センター運営事業委託において、受託者から6,936,000円請求されているにもかかわらず、誤って6,396,000円を支払い、後日不足分の540,000円を支払っている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

健康福祉部子ども・青少年局

民間シェルター運営費補助金事務において、補助対象外経費も含めて補助金を交付していたため、156,000円が過大な支出となっている事例が認められたので、速やかに補助金返還の手続き等適切な措置を講じるとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。

農政水産部水産課

沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,227,000円増加し、28,695,951円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

土木交通部住宅課

公営住宅使用料等について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,926,058円増加し、73,162,023円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

病院事業庁

- (ア) 平成21年度病院事業会計における患者負担金収入についての、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,443,657円増加し、79,829,615円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(成人病センター)
- (イ) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、383,300円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(成人病センター)
- (ロ) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、158,400円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(小児保健医療センター)
- (ハ) 平成21年度病院事業会計における患者負担金収入について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ928,115円増加し、10,264,278円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(精神医療センター)
- (ニ) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成8年10月から正当支給額を上回って支給され、392,700円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(精神医療センター)

教育委員会事務局教育総務課

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、220,500円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

教育委員会事務局教職員課

職員給与の返納について、平成22年5月末日現在、230,876円の収入未済が発生している所以、速やかな収納に努められたい。

教育委員会事務局学校教育課

高等学校奨学資金貸付金等の償還金について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ25,785,113円増加し、86,906,495円となっているので、なお一層の収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

教育委員会事務局人権教育課

地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等について、平成22年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ10,876,406円増加し、67,919,295円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係(23件)

- ・調定に誤りがあるもの(教育総務課)
- ・納入通知等の事務が適正に処理されていないもの(農政課)
- ・収入に係る現金取扱事務が適当でないもの(健康福祉政策課)
- ・県税、貸付金の償還金、使用料等について、収入未済の解消を求めるもの(税政課、県民文化課、森林政策課、健康福祉政策課、障害者自立支援課、子ども・青少年局、商工政策課、新産業振興課、農業経営課、河港課、砂防課、教育総務課)
- ・貸付金の償還金、使用料等について、収入未済額は前年同期比で減少しているものの、引き続きその解消を求めるもの(循環社会推進課、健康推進課、元気長寿福祉課、医務薬務課、商業振興課、農政課、病院事業庁、警察本部)

(イ) 支出関係(24件)

- ・支払いの時期が遅延しているもの(学校教育課)
- ・諸手当の支給を誤っているもの(企画調整課、防災危機管理局、循環社会推進課、下水道課、自然環境保全課、健康推進課、障害者自立支援課、労政能力開発課、観光交流局、農業経営課、河港課、住宅課、企業庁、病院事業庁、教職員課、人権教育課、文化財保護課、警察本部)
- ・旅費の支給を誤っているもの(健康福祉政策課、医務薬務課、建築課、教育総務課、労働委員会事務局)

(ウ) 契約関係(3件)

- ・仕様書の積算誤りがあるもの(文化財保護課)
- ・入札に係る事務処理が適正でないもの(病院事業庁)
- ・検査・検収が適正になされていないもの(福利課)

(エ) 財産関係(4件)

- ・財産の適正な管理を求めたもの(警察本部)
- ・交通事故等の防止を求めたもの(河港課、企業庁、警察本部)

(3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成22年7月12日から平成22年8月11日までの間に実施した74機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 県庁周辺地域の将来構想について(知事直轄組織企画調整課)

旧体育文化館や旧滋賀会館をはじめ滋賀県庁周辺の老朽施設や敷地の今後の活用策について、かねてから検討が続けられてきた。その結果、平成22年10月、具体的な活用策を提示するには至らなかったが、検討対象施設の土地利用の方向性に関する基本的な考え方、今後の進め方が提示された。

今後、まちづくりの観点から、地元市において県庁周辺を含めた地域のまちづくりを議論する場を設置することとし、県も所有者として主体的に議論に参画し、そこでの議論を踏まえ土地利用に向けての具体的な検討が開始されることになったが、各般の意見も受け止めながら、県と地元市とが連携し、遅滞なく着実な形で次の姿が県民に見えてくるよう検討を進められたい。

(2) 大地震発生時の連絡体制の整備について(知事直轄組織防災危機管理局)

大地震発生時における危機管理の備えとして、まずは県組織の連絡体制の万全な構築が必要である。大地震など大規模災害時には、電話の発信規制や接続規制などの通信制限が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が制限され、相互の連絡が絶たれる状況になる。

そこで、必要となる通信を確保するため、災害の救援、復旧や公共の秩序の維持を目的とした「災害時優先通信」という仕組みがあり、既に県では防災所管部局の一定の職員には当該優先電話を保有させている。

しかし、いざ地震発生という局面には、災害対策本部員を担う各部局長をはじめ、災害対策に関わる要の職員への通信連絡は欠かせないものであり、この際改めて所要の職員を洗い出し、必要な措置を講ずべきものと考えらる。

(3) 用紙の使用量削減について（総務部総務課、県民文化生活部情報政策課、琵琶湖環境部温暖化対策課）

低炭素社会に向けた県庁率先行動計画による省エネ・省資源の取組として、庁内向け印刷の紙使用量を平成17年度比1割削減を目標値としてきたが、今に至っても減少傾向を示さない状況にある。コピー機に係る用紙は、本庁分は総務課、それ以外の地方機関や学校では庶務担当、また、プリンター機器の用紙は各セクションがそれぞれ購入しているが、削減目標を念頭に置いた抑制的な管理は行われていない。

まずは、どのセクションが目標管理に責任を持つのかをはっきり位置づけること、さらに、2030年(平成42年)における県の温室効果ガス排出量半減という目標に即して県が事業者として取り組むべき削減目標も想定したうえで、改めてペーパーレス化への行動計画を打ち出されたい。

(4) 人材の育成と活用について（総務部人事課）

地域主権改革という大きな動きのもとで今後の県の組織体制の在り方については改めて検討する必要があるが、行政運営においてその鍵を握るのは、やはり人材の力である。国に依存することなく地域自らが課題を解決するには、職員それぞれが課題を見つけ、その解決に向けて行動し結果を出せるプロとしての力量を備えなければならない。

かねてから自律型人材育成制度のもとで能力発揮状況と目標達成状況の評価を実施し、職員の意欲と能力の向上を期しているが、事案の処理能力、コミュニケーション力をはじめ職員に欠かせない知識やスキルの向上について、人材育成への投資を惜しむことなく取組を進められたい。

また、情報通信技術や観光・物流、企業経営や資産運用など、役所の枠組を超えて民間のノウハウに学ぶべき行政課題については、それぞれに必要な人材を任用できるよう柔軟な方策を検討されたい。

(5) 啓発冊子や教材の作成について（県民文化生活部男女共同参画課、県民文化生活部人権施策推進課、教育委員会事務局人権教育課）

広く県民に周知すべき施策や事業をアピールするための啓発冊子や教材を各担当課で作成し、市町や団体、公民館や会館などに送付しているが、その後の活用状況について十分な点検がなされていない。

特に、毎年次、定期的な形で作成・配布を続けている冊子について、啓発・学習の成果を費用対効果の観点からしっかりと点検し、今後活かされたい。

また、学校に向けては児童・生徒用の教材として数多くの冊子が学校に送付されているが、授業の中での活用には限界がある。

冊子に対する教員や児童・生徒の評価も受け止めた上で、その活用場面を想定した編集に努められたい。

さらに、人権や男女共同参画など、人が生きる基本にかかるテーマはトータルに学ぶほうが望ましいため、編集に当たってはその視点を考慮しての作成に当たられたい。

(6) 早崎内湖の再生について（琵琶湖環境部琵琶湖再生課、農政水産部農政課）

平成13年以来、早崎内湖干拓地において生態系の復元や在来種の復活など、17ヘクタールの水田を通年湛水して内湖再生に向けた試験的な取組が重ねられている。この間、様々な角度からの試験調査が重ねられ、そのベースとなる農地の借地料についても既に7年にわたり支出されているが、未だ干拓農地89ヘクタールに及ぶ全体像への道筋を示すには至っていない。

琵琶湖の歴史を繋ぐ高い志をもつ事業ではあるが、法制度上の課題解決と併せて、用地取得などの経費負担にかかる国の支援なしにはさらなるステップアップは望めないものと思料されるので、現在の経費執行の状況も踏まえ、今後の事業展開について十分検討されたい。

(7) 高齢者施策の充実について(健康福祉部元気長寿福祉課)

平成12年に介護保険制度がスタートし、この間、所要の制度見直しが図られながら11年目を迎えているが、依然、施設介護の一つの柱である特別養護老人ホームへの入所待ちにより、施設への入所の緊急性が高い高齢者が在宅サービスや親族に頼っている実情にある。

介護サービスの中でも特別養護老人ホームは生活基盤の問題だけに居宅介護との役割分担のもとに、入所ニーズへの期待に応え得る施設整備に努められたい。

また、認知症高齢者が年々増加し、その予防、早期の発見・診断と対応など本人に対する適切なケアと、相談など家族を支えるサービスの充実が求められており、併せて地域も認知症高齢者やその家族を見守り支えていけるように、これら総合的な支援体制の充実が努められたい。

さらに、介護ニーズがますます増大する一方で、その現場を担う介護人材の確保が難しい状況を踏まえ、介護職員処遇改善交付金制度が平成23年度までの3年間という期限付きで導入され、一定の賃金改善が図られている。

平成24年度以降の国の支援策が現時点で定かではないが、今回の処遇改善策がそれぞれの現場でどう活かされているのか、県自ら現場に足を運びながら詳細に状況を把握し、その検証結果をもとにさらなる国の施策へと繋げるよう努力されたい。

(8) 食の安全・安心の推進について(健康福祉部生活衛生課)

平成21年12月に滋賀県食の安全・安心推進条例が制定され、平成22年10月からは全面施行されており、輸入業の届出や健康被害情報等の報告など、新たな制度の仕組みや内容の周知徹底に力を注がれたい。

また、身近な食の問題である「食中毒」がここ数年県内において全国平均をかなり上回って発生している状況にあることを踏まえ、特に、飲食店や食品製造施設に対する監視指導や消費者に対する意識啓発などの取組を強化し、「食品の安全性の確保」と「食への安心感の醸成」に向けて条例の実効を期されたい。

(9) 保育機能の充実について(健康福祉部子ども・青少年局)

女性の就労や社会参加が進むにつれて、保育園の待機児童の増加が顕著な状況にある。県内の保育施設については年次の整備計画に沿って徐々に充実が図られてきたが、今なお相当の待機児童がいる。

国の交付金を財源にした子育て支援対策臨時特例基金により待機児童の解消や保育環境の改善に向けた施設整備への支援を着実に進めるとともに、同時に、保育に携わる人材をしっかりと確保できるよう保育人材バンクの機能を発揮させることにより、親の働き方に合わせた多様な保育ニーズに応えられるよう努められたい。

(10) 「滋賀 教育の日」の取組について(教育委員会事務局教育総務課)

県民こぞって教育を考え、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりに向けて、平成18年から、毎年11月1日を「滋賀 教育の日」と定め、その前後1か月を教育関連事業を催す滋賀教育月間として取り組みが重ねられてきた。

既に4年を経過しその現状をみると、毎年が盛り上がり欠けること、また、県内各地の毎年の催しを形式的に束ねるだけでは県民への浸透に限界があることなどから、教育の日そのものが県民の十分な認識に至っておらず、当初意図された成果のレベルには達していない状況にあるものと思料される。

教育に対する関心と呼び起こし、県民参加を促す仕掛けづくりなど、既に多くの都道府県で取組がなされている手法や事例に学び、この際改めて行動の輪を広げるための大きなこ入れを図ることにより、「滋賀 教育の日」が滋賀の教育の充実と発展に資するよう努められたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年11月26日

滋賀県監査委員	大	井	豊
〃	平	居	新 司 郎
〃	山	田	実
〃	宮	村	統 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	中央子ども家庭相談センター
-----------	---------------

監査執行年月日	平成22年3月5日
監査結果報告年月日	平成22年3月26日
監査の結果	<p>児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入については、収納に努力されているものの、平成21年12月末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ3,518,683円増加し、34,409,349円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>負担金の未納保護者に対しては、毎月、督促状を送付して納入を求めるとともに、収入担当職員や児童福祉司が、機会あるごとに電話または家庭訪問により督促を行い、763,630円の収納があったものの、平成22年10月末日現在の収入未済額(繰越分)は、39,283,506円となっている。</p> <p>また、新たに措置を行った児童の保護者に対しては、負担金の納入について丁寧に説明を行い、理解を求めるとともに、納入方法として、口座振替を利用するよう協力を求め、新たな収入未済の発生防止に努めている。</p> <p>さらに、長期未納者の実情をより深く把握し、近畿府県内の児童相談所の取り組み状況を参考にしながら、財政課公有財産・債権回収支援担当の支援を得ながら、納入指導を強めたい。</p>

監査執行対象機関名	近江学園
監査執行年月日	平成22年3月5日
監査結果報告年月日	平成22年3月26日
監査の結果	<p>近江学園の利用に係る使用料等については、収納に努力されているものの、平成21年12月末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ1,795,120円増加し、4,111,273円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収入未済については、納入義務者に対し納付の督促を行ったものの、67,266円の収納にとどまり、平成22年10月末日現在の収入未済額(繰越分)は6,695,589円となっている。</p> <p>納入義務者の利便性向上と新たな収入未済の発生防止を図るため、平成21年8月から、新たに口座振替による収納方式も選択できることとした。口座振替制度の利用者は徐々に増加し、平成22年10月末日で利用契約児童の保護者の約半数が利用しており、一部残高不足で振替不能となることはあるが、従来に比べ収納率が高く、引き続き口座振替への変更を推奨していく。</p> <p>また、滞納気味の納入義務者には面接や電話等による督促を行うとともに、その記録を整備し、継続した取り組みを行うとともに、長期滞納者については財政課公有財産・債権回収支援担当との協議を進める中で具体的な方策を講じられるよう努め、より一層早期収納を図ることとする。</p>

監査執行対象機関名	総合保健専門学校
監査執行年月日	平成22年3月5日
監査結果報告年月日	平成22年3月26日
監査の結果	<p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年1月から正当支給額を上回って支給され、354,200円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>当事例は、通勤手当の認定において、「交通用具による安全な通行が可能な経路」の解釈を誤ったものであり、平成15年1月から平成21年12月までの間に354,200円の過払いが生じた。</p> <p>通勤手当認定に係る定義の解釈を確認の上、職員から正当な通勤経路による通勤届を提出させ、経路、距離等を再確認するとともに、過払いとなっている支給額を、5年間に遡り243,800円の戻入措置を行い、平成22年2月19日に完納した。</p> <p>今後の通勤手当の認定および6か月ごとの確認時においては、常に最短経路の距離を念頭に置くとともに、変更等が生じる場合は速やかに届出を行うよう周知し、認定誤りのないよう努める。</p>

監査執行対象機関名	東大津高等学校
-----------	---------

監査執行年月日	平成22年3月5日
監査結果報告年月日	平成22年3月26日
監査の結果	通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成14年4月から正当支給額を上回って支給され、329,000円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>通勤手当の認定において、自転車使用による認定距離および駐輪場の認定を誤っていたものである。従前の届けに基づく自転車使用による通勤距離2.0kmの認定のまま、6か月ごとの事後確認時にも本人からの申告に基づき認定を継続し、その結果、平成14年4月から平成22年1月分までの間に、329,000円の過払いが生じた。</p> <p>職員から速やかに再測定後の通勤距離による通勤届を提出させ、改めて認定するとともに、過払いとなっている支給額を、5年間に亘り210,000円の戻入措置を行い、平成22年2月26日に完納した。</p> <p>なお、今後の通勤手当の認定および6か月ごとの確認は厳格に行うとともに、変更等が生じる場合は速やかに届け出るよう職員に周知し、認定誤りのないよう努める。</p>

監査執行対象機関名	瀬田工業高等学校
監査執行年月日	平成22年3月5日
監査結果報告年月日	平成22年3月26日
監査の結果	通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、139,900円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>通勤手当の最短経路(迂回経路)において、認定の誤りがあった者の過払いとなっている支給額を、5年間に亘り78,000円の戻入処置を行い、平成22年3月10日に完納した。</p> <p>適正な事務執行を図るため、職員に対して通勤手当の最短経路について各自で確認するとともに、修正がある場合は届けの変更を行うよう3月の職員会議等で周知を図った。併せて、最短経路(迂回路)についてインターネットの経路検索ソフトを利用する等の方法により確認に努めることとした。</p>

監査執行対象機関名	八幡工業高等学校
監査執行年月日	平成22年3月5日
監査結果報告年月日	平成22年3月26日
監査の結果	通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、525,800円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>通勤手当の支給において、2名について最短距離の届出誤りと認定時の確認が不十分であったため、平成13年4月から平成22年1月までの間に525,800円の過払いが生じた。</p> <p>指摘後、直ちに当該職員に対し聞き取りを行い、再実測をもとに通勤届を提出させ、地図と照らし合わせて再認定を行い、5年間遡り、過払いとなっている支給額310,000円の戻入措置を行い、平成22年3月17日に完納した。</p> <p>なお、今後の手当の認定の際には提出された通勤届に記載されている通勤経路および最短距離を確認し、給与事務提要に基づき、適正な認定事務に努めるとともに、変更が生じた場合に速やかに届出を行うよう周知を図り、認定誤りのないよう努める。</p>

監査執行対象機関名	信楽高等学校
監査執行年月日	平成22年3月5日
監査結果報告年月日	平成22年3月26日
監査の結果	授業料において、収入未済(繰越分)が発生し、平成21年12月末日現在133,300円となっているので、収納の促進に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

これら未納授業料は、電話や自宅を訪問し収納に努力しているが、住宅ローンや税の支払いにも困窮していてなかなか納付されない。また当該生徒はすでに中途退学しており、なお一層納付されにくい状況にあるが、今後とも粘り強く納付を促し、早期に納付されるよう努める。

監査執行対象機関名	八日市南高等学校
監査執行年月日	平成22年2月9日
監査結果報告年月日	平成22年3月26日
監査の結果	<p>(7) 授業料において、収入未済（繰越分）が発生し、平成21年12月末日現在140,300円となっているので、収納の促進に努められたい。</p> <p>(4) 酪農牛の売り払いにおいて、見積書の徴取手続きに適正を欠く事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(7) 授業料未納者に対して、再三にわたり電話や家庭訪問を行い督促を行った。未納事情等を把握するとともに納入計画書の提出を求め、着実に納入が図られるよう指導を行ってきた。この結果、140,300円の収入未済については平成22年10月21日に完納となった。</p> <p>(4) 酪農牛生産現場の職員に対して見積書徴取等の適正な事務手続きの徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を整えた。また、生産現場と会計処理担当との連携を密にして適正な会計事務処理に努めることとした。</p>

監査執行対象機関名	守山警察署
監査執行年月日	平成22年3月5日
監査結果報告年月日	平成22年3月26日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故が2件（県過失割合100%）発生し、保険により1,012,120円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 警察署幹部職員による事故防止検討委員会を開催し、交通事故防止対策を検討するとともに危機意識の共有化を図った。</p> <p>(2) 幹部職員が部下職員の体調把握や業務管理を徹底して事故の起因要素を未然に排除したり、公用車を運転する職員に対して出発時等に事故防止に関する具体的な注意喚起を行うなどの事故防止対策を推進した。</p> <p>(3) 朝礼や全体会議において、職員に安全運転五則の唱和や車両運転中におけるヒヤリハット体験・事故体験等の発表をさせたほか、他県で発生した追跡事故の事例を紹介して事故防止についての具体的な指示・指導を行うなど、安全運転に対する職員の意識付けを推進した。</p> <p>(4) 毎週実施している一斉車両点検の実施結果報告書に新たに洗車確認項目を設けて職員に洗車・ワックス掛け等を励行させ、公用車に対する愛車精神の涵養と不具合箇所の早期発見に努めることとした。</p> <p>(5) 今後も引き続き、事故防止のための注意喚起、職員の体調把握等の交通事故防止対策を推進するとともに、公用車の適切な管理に努めることとしている。</p>

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成22年3月26日
監査の意見	<p>(1) 男女共同参画支援業務の見直しおよび充実について 男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設と位置づけられているが、センターが保有する各種施設機能をより一層活かし、啓発や研修をはじめとする多様な事業を通じて男女共同参画の推進に努められたい。 また、その推進にあたっては、住民にもっとも身近な市町の積極的な姿勢が求められるが、各市町の取</p>

組状況には差違があることから、すべての市町において実践的活動が着実に進むよう引き続き支援された
い。

一方、センターの主要機能である相談業務は、男女共同参画相談員により対応しているが、面接相談者の数が年度ごとに大きくばらついている。相談員全員が任期満了により同時に退職したことが減少要因になっており、相談員の計画的な採用とさらなる資質向上により、的確な相談対応を行う必要がある。

さらに、平成21年12月に策定された「外郭団体および公の施設見直し計画」に基づき、社会情勢の変化なども勘案しながら、センターのあり方について抜本的に見直されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(男女共同参画センター)

男女共同参画の推進については、子育て世代を対象に「新家族セミナー」を開催し、それぞれで座談会をもち、父親の育児・家事参加について意見交換を行うなど、これまでの講座体系を対象別・目的別に組み替えて開催している。

また、新規協働提案事業に取り組み、「介護」、「防災」、「まちづくり」など地域課題をテーマにワークショップや現地見学を取り入れ、参加型とし、啓発、研修に努めた。

市町への支援については、県は広域的な部分を、市町は住民に直結する実践的な部分を担うという役割分担のもと、市町の取組の特性に配慮しながら、市町との共催による子育て世代を対象とした事業をはじめ各種事業を行っている。

相談員の計画的な採用とさらなる資質向上については、相談員の研修機会の拡充と日々の相談事例のケース検討を行っている。さらに、臨床心理士による定期的な指導、助言を受け資質の向上に努めている。また、相談員の採用については、計画的な採用に努めていきたい。

センターのあり方については、平成22年8月、有識者（12名）による「県立男女共同参画センターのあり方検討委員会」を設置し、移転も含めた抜本的見直しを行っている。これまで2回の検討委員会を開催し、県民ニーズや社会情勢の変化に対応した機能の複合化や事業展開など、拠点施設としてのあり方を検討しており、平成23年6月に報告書が提出される予定であり、平成24年6月に県の方針策定を行う予定である。

監査結果報告年月日 平成22年3月26日

監 査 の 意 見

(2) 更生医療判定の迅速化に向けた体制の整備について

更生医療は、身体障害者手帳の所持者のうち、その身体障害をもたらししている症状の軽減を図ることが可能な者に対し、日常生活や職業生活の能力の回復向上等を目的に行う医療であり、その医療費の自己負担は軽減されることになっている。その適用を受けるには、障害者更生相談所が行う判定を受ける必要があるが、当該判定業務の処理が遅延している多くの事例が認められたので、身体障害者の方々が速やかに更生医療を受けることができる体制整備を図られたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(障害者更生相談所)

更生医療判定業務の迅速化を図るため、従前は非常勤嘱託職員2名体制であったものを、平成22年4月から常勤職員1名と非常勤嘱託職員1名による事務処理体制とする措置を講じ、円滑な業務の遂行に努めた結果、従来は1～2か月処理に要していたのに対し、書類に不備がない限り判定依頼を受理してから2週間以内に処理できるよう改善した。

監査結果報告年月日 平成22年3月26日

監 査 の 意 見

(3) 高島地域における地場産業への技術的支援について

東北部工業技術センター（以下「センター」という。）の高島支所は平成18年度末をもって廃止されたが、その後は支所機能を高島市が担えるよう、3年間を前提に、センターが駐在職員の配置や出張相談により技術的支援をしてきたところである。

しかしながら、今なお様々な課題が残されており、地場産業支援という観点から、関係機関等と協議を行い、今後の支援方策を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(東北部工業技術センター)

高島支所廃止後の地場産業支援にかかる、高島市や地場産業組合との対応については商工観光労働部新産業振興課が主に所管し、支所敷地庁舎の無償貸与、人材育成支援、試験機器の譲渡等について平成19年2月1日付で滋賀県、高島市および関係組合との間で確認書の取り交わしが行われたところです。

確認書の取り交わしを受け、旧高島支所の建物や設備については、県から高島市に貸与し、高島工業技術センターとして企業の技術支援に利用されてきており、そこには財団法人高島地域地場産業振興センターから派遣された職員が常駐し、企業の試験機器の設備利用などに対応されています。

東北部工業技術センターとしては、支所廃止後は上記の確認書に基づき、長浜庁舎を拠点としての技術支援を行うとともに、必要に応じて技術職員を高島工業技術センターを利用しての出張相談にも応じてきたところです。

今後につきましては、新産業振興課との協議も踏まえた上で、引き続き地域の繊維産業の競争力強化を図るため、支所廃止後の長浜庁舎における技術職員の集積や豊富な試験機器を活かしたより効果的・効率的な技術支援を行うとともに、企業等からの要請等に基づく技術職員の出張相談についても、職員の体制等を提案しながら応じていくこととしています。

監査結果報告年月日	平成22年4月23日
監 査 の 意 見	<p>(1) 開放機器の整備について</p> <p>工業技術総合センターの機器整備については、開設当初において、県と民間企業による基金での対応が図られ、その後は、県の一般財源や外部からの助成金等により対応されてきたが、県財政が厳しさを増す中で、ここ数年、新たな機器整備はもとより、現有機器の更新すら困難な状況にある。</p> <p>平成21年度における企業からの設備使用は、8,000件を超え、過去最大を記録するなど、センターが擁する機器は、企業の技術支援にますます活用されている状況にあり、その充実は、現下の不況を乗り越える滋賀経済の未来への投資という意義があり、まさにセンターの真価が問われているところでもある。</p> <p>今後とも多くの企業からの信頼と要請に応えるべく、県自らが財源確保に努めることと併せて、外部資金の獲得などを最大限に工夫しながら、機器整備に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(工業技術総合センター)</p> <p>開放機器の充実は、県内企業、そして滋賀経済が不況を乗り越えるために必要不可欠であることから、これまでJKA機械工業振興事業補助金を活用しているところであるが、今後は、この補助金とともに、地域活性化を目指した国土交通省社会資本整備交付金をはじめとした、その他の新しい補助金等についても積極的に情報収集に努めていく。また、補助により整備した研究用のみの機器であっても研究終了後開放できる場合もあることから、国等の外部資金募集にも積極的に応募し、開放機器整備の充実を努める。</p> <p>現有機器については、日々のメンテナンス、試験分析の効率化等、職員の努力により、機器寿命の延命、精度の維持に努めることにより、企業からの信頼と要請に応じていきたい。</p>

監査結果報告年月日	平成22年4月23日
監 査 の 意 見	<p>(2) 共同研究の推進について</p> <p>農業、畜産、水産、それぞれの分野ごとに機関を設けて、新技術の開発や普及・指導の取り組みが進められているが、財政状況に厳しさが増す中、試験研究機関においても予算面や組織体制面からの効率化が求められている。</p> <p>農業、畜産業、水産業それぞれの現場が抱える課題と向き合うためには、多様な観点から複合的なアプローチが求められることが多く、現在も、飼料イネや飼料用米による近江牛の育成や稲わら・堆肥の循環利用など、耕畜連携の強化を目指した研究や、魚の育成と環境に配慮した米づくりなどについて共同の研究体制を執ることにより一定の成果がみられるところである。</p> <p>こうした共同研究の取り組みは、研究スタッフの問題意識の醸成と切磋琢磨の場としても大きな意義があるものと考えられることから、現場の課題に即して、専門分野としての英知を結び合わせた共同研究にさらに積極的に取り組むことにより、県民にとって価値ある成果が示されるよう努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	

(農業技術振興センター)

共同研究については、平成13年度から「家畜放牧ゾーニングによる獣害対策試験」を畜産技術振興センター、県立大学と実施してきた。また、平成21年度からは「水田の魚類生産機能を活用した水産業と農業が両立できる新たな魚類および水稲栽培技術の開発」(以下「新たな魚類および水稲栽培技術の開発」という。)を水産試験場、琵琶湖博物館および県立大学と実施しており、深水管理により、農業分野では米の品質向上が図られ、加えて漁業分野では安定した在来魚種生産ができる成果を得ている。

引き続き、平成23年度も「新たな魚類および水稲栽培技術の開発」の共同研究を実施し、水田を活用した在来魚種の種苗生産技術および養殖生産と両立する環境こだわり水稲栽培技術のマニュアル化を図る予定をしている。

今後とも、「しがの農業・水産業新戦略プラン」の実現に向かって、農業、畜産業、水産業等の研究機関が連携した研究を実施し、県民へ価値ある成果が示されるよう取り組んでいきたい。

(畜産技術振興センター)

当所における共同研究については、農業技術振興センターおよび県立大学との共同により、平成13年度から平成16年度まで「家畜放牧ゾーニングによる獣害対策技術の開発」を行い、繁殖和牛の放牧を木之本町の耕作放棄地で実施し、和牛放牧によるイノシン抑制効果や放牧技術確立のための試験を行った。

さらに、「産業動物を利用した持続的被害回避技術の開発」(平成17年度～平成19年度)により、高島市、甲賀市および長浜市においてニホンザルに対する被害回避のための放牧ゾーニングで、山羊、ダチョウを用いて実施し、ニホンザルの行動に影響を与えることが確認された。

今後においても、家畜による耕作放棄地、荒廃林地の再生技術や省力管理技術の開発など、里山の再生に向けて取り組むとともに、「しがの農業・水産業新戦略プラン」の実現に向けて、関係機関と連携していきたい。

(水産試験場)

共同研究については、平成21年度から「水田の魚類生産機能を活用した水産業と農業が両立できる新たな魚類および水稲栽培技術の開発」を農業技術振興センター、琵琶湖博物館および県立大学と実施しており、水田の持つ魚類育成機能を活用してニゴロブナなどの在来魚の種苗生産放流開発に取り組むとともに、これらと両立できる水稲栽培技術を各機関と共同で開発しているところである。

これまでに、水田のニゴロブナ、ホンモロコ等の在来魚の種苗生産能力が非常に高いこと、同時に米の品質向上が図れることが判明し、水田の魚類生産が水産業にも農業にも有効で、かつ両立できる技術であるとの成果が出てきている。

今後は、上記の事業を平成23年度まで継続し、水田を活用した在来魚種の種苗生産技術および養殖生産と両立する環境こだわり水稲栽培技術のマニュアル化を図るとともに、「しがの農業・水産業新戦略プラン」の実現に向けて、引き続き各研究機関が知恵を出し合い、共同研究の成果を県民へ還元していきたい。

